

## 第 1 次・第 2 次一括法等の施行に伴う対応について

- 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第 1 次・第 2 次一括法）」等の公布に伴い、「義務付け・枠付けの見直し」及び「基礎自治体への権限移譲」の措置が講じられることとなった。
- これに伴い、本県においても次のとおり対応を図ることとしている。

### （参考）

「義務付け・枠付けの見直し」：自治事務について、国が事務の処理やその方法を縛っているものを、自治体の判断と責任において実施する仕組みに改めるもの。

「基礎自治体への権限移譲」：住民にもっとも身近な行政主体である基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、基礎自治体が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするもの。

## 1 施設等の設置管理基準条例の制定

第 1 次・第 2 次一括法等の公布により、これまで国の省令等で定められていた施設等の設置管理基準について、地方自治体が地域の実情に応じて自らの判断と責任により条例で定めることとされたため、条例に委任される基準について、関係条例の制定を行う。

### (1) 条例委任の対象となる施設等

福祉分野における条例委任の対象となる施設等は次のとおりであり、それぞれについて条例を制定する。

#### （児童福祉法関係）

指定通所支援、指定障害児入所施設、児童福祉施設 等

#### （老人福祉法関係）

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム

#### （介護保険法関係）

指定居宅サービス、指定介護予防サービス、指定介護老人福祉施設、  
介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設 等

#### （障害者自立支援法関係）

指定障害福祉サービス事業、指定障害者支援施設、障害福祉サービス事業、  
地域活動支援センター、福祉ホーム、障害者支援施設 等

#### （生活保護法関係）

保護施設

#### （社会福祉法関係）

軽費老人ホーム

## (2) 条例委任事項等

現在、省令等で定められている基準について、国が示した基準の3類型に基づいて条例に規定することとなるが、その主なものは次のとおり。

### (従うべき基準)

人員配置基準、居室面積基準、人権に直結する運営基準

### (標準)

利用定員、入所定員

### (参酌すべき基準)

その他の基準 { 例：介護老人福祉施設（居室あたりの定員数、廊下幅等）  
児童養護施設（居室あたりの定員数、浴室等） }

## (参考) 国が示している基準の類型

### 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

### 標準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。

### 参酌すべき基準

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

出典：地方分権改革推進計画

## (3) 条例の制定時期等

第1次・第2次一括法による施設等の設置管理基準の条例への委任の施行日は平成24年4月1日であるが、最長で1年間の経過措置が認められている。本県では、これを適用して、平成24年度中に条例を制定することとしており、今後、パブリックコメントの実施など必要な手続きを経たうえで、条例を制定する。

## 2 市町村への事務の権限移譲

第2次一括法等の公布に伴い、福祉分野における事務についても基礎自治体への権限移譲が行われることとなり、これまで県が所管していた事務が次のとおり移譲される。

### (1) 障害者自立支援法に基づく事務 資料3-2

第2次一括法が公布されたことに伴い、障害者自立支援法に基づく指定や監査の権限等が平成24年4月から指定都市（横浜市、川崎市、相模原市）及び中核市（横須賀市）に移譲された。

具体的な内容は、資料3-2のとおり。

### (2) 介護保険法及び老人福祉法に基づく事務 資料3-3

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、介護保険法に基づく指定や監査の権限、老人福祉法に基づく届出の受理や監査の権限等が平成24年4月から指定都市（横浜市、川崎市、相模原市）及び中核市（横須賀市）に移譲された。

具体的な内容は、資料3-3のとおり。

### (3) 社会福祉法に基づく事務 資料3-4

第2次一括法が公布されたことに伴い、社会福祉法に基づく社会福祉法人の認可、指導監査等の権限が平成25年4月から指定都市及び中核市を除く市（一般市）に移譲される。

具体的な内容は、資料3-4のとおり。